

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 37 号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成 12 年岩手県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後									
1	<p>（手数料の徴収及び額）</p> <p>第 2 条 別表第 1 から別表第10までの事務の欄に掲げる事務につき、これらの表の名称の欄に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、これらの表の金額の欄に計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ金額の欄に定める額とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第10（第 2 条関係）</p> <p>[略]</p>	<p>（手数料の徴収及び額）</p> <p>第 2 条 別表第 1 から別表第11までの事務の欄に掲げる事務につき、これらの表の名称の欄に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、これらの表の金額の欄に計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ金額の欄に定める額とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第10（第 2 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>別表第11（第 2 条関係）</p> <p>探偵業の業務の適正化に関する法律関係事務手数料</p> <table border="1"><thead><tr><th>事 務</th><th>名 称</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下この表において「法」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づく同条第 1 項の規定による届出があったことを証する書面の交付</td><td>探偵業届出証明書交付手数料</td><td>3,600円</td></tr><tr><td>2 法第 4 条第 3 項の規定に基づ</td><td>探偵業変更届出証明書交付手</td><td>1,500円</td></tr></tbody></table>	事 務	名 称	金 額	1 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下この表において「法」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づく同条第 1 項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業届出証明書交付手数料	3,600円	2 法第 4 条第 3 項の規定に基づ	探偵業変更届出証明書交付手	1,500円
事 務	名 称	金 額									
1 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下この表において「法」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づく同条第 1 項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業届出証明書交付手数料	3,600円									
2 法第 4 条第 3 項の規定に基づ	探偵業変更届出証明書交付手	1,500円									

く同条第2項の規定による届出 があったことを証する書面の交 付	数料	
3 法第4条第3項の規定に基づ く届出があったことを証する書 面の再交付	探偵業届出証明書再交付手数 料	1,000円

2 別表第7（第2条関係）

道路交通法関係事務手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
5 法第89条第1項の運転免許試験	特定第一種運転免許（普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第一種運転免許をいう。以下同じ。）又は第二種運転免許（大型自動車第二種免許及び普通自動	法第97条の2第1項の適用を受ける場合 法第97条の2第1項の適用を受けない場合	技能試験等免除者特定第一種又は第二種免許試験手数料 特定第一種又は第二種免許試験手数料 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
		2,050円 3,300円 4,400円	

別表第7（第2条関係）

道路交通法関係事務手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
5 法第89条第1項の運転免許試験	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の適用を受ける場合 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の適用を受けける場合 法第97条の2第1項の適用を受けない場合	技能試験免除者大型又は中型免許試験手数料 特定失効者大型又は中型免許試験手数料 大型又は中型免許試験手数料 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委
		1,850円 2,000円 4,950円	

車第二種免許を除く。)に係る試験				
普通自動車免許に係る試験	[略]			
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	[略]			
大型自動車第	法第97条の2第1	技能試験等免除	2,100円	

			員会が提供する自動車を使用して受ける場合	8,650円
普通自動車免許に係る試験	[略]			
特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受ける場合	技能試験等免除者特定第一種又は第二種免許試験手数料	2,000円	
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	[略]			
大型自動車第	法第97条の2第1	技能試験等免除	2,000円	

普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	特定第一種又は第二種免許試験手数料	2,950円	法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	4,600円
---	----------------------	-------------------	--------	---	--------

二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	項の適用を受ける場合	<u>者大型第二種又は普通第二種免許試験手数料</u>		
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	<u>大型第二種又は普通第二種免許試験手数料</u>	4,450円 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 6,650円	
仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の適用を受ける場合	指定自動車教習所修了者仮免許試験手数料	2,050円	
	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の適用を受ける場合	普通免許等の失効後6月を超えて1年以内の者に係る仮免許試験手数料	1,700円	
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	仮免許試験手数料	3,300円 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委	

二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	項の適用を受ける場合	<u>者大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料</u>		
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	<u>大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料</u>	4,500円 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 7,700円	
仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の適用を受ける場合	指定自動車教習所修了者仮免許試験手数料	2,000円	
	法第97条の2第1項第4号に該当して同項の適用を受ける場合	普通免許等の失効後6月を超えて1年以内の者に係る仮免許試験手数料	1,650円	
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	仮免許試験手数料	3,100円 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委	

				員会が提供する 自動車を使用し て受ける場合 <u>4,400円</u>
6 法第89 条第2項 の検査	大型自動車仮運転免許を受けてい る者に対する検査	大型自動車検査 手数料	<u>2,550円</u>	公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場 合 <u>3,650円</u>
[略]				
7 法第 100条の 2第1項 の再試験	[略]			
	大型自動二輪車免許又は普通自動 二輪車免許に係る再試験	大型又は普通二 輪免許再試験手 数料	1,900円	法第100条の2第 2項の大型自動 二輪車又は普通 自動二輪車の運 転について必要 な技能について 行う試験を公安 委員会が提供す る自動車を使用 して受ける場合 <u>3,000円</u>
[略]				
[略]				
12 法第91条の規定により運転することができ	限定解除審査手		1,700円	

				員会が提供する 自動車を使用し て受ける場合 <u>4,750円</u>
6 法第89 条第2項 の検査	大型自動車仮運転免許又は中型自 動車仮運転免許を受けている者に 対する検査	大型自動車又は 中型自動車検査 手数料	<u>3,950円</u>	公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場 合 <u>7,650円</u>
[略]				
7 法第 100条の 2第1項 の再試験	[略]			
	大型自動二輪車免許又は普通自動 二輪車免許に係る再試験	大型又は普通二 輪免許再試験手 数料	1,900円	法第100条の2第 2項の大型自動 二輪車又は普通 自動二輪車の運 転について必要 な技能について 行う試験を公安 委員会が提供す る自動車を使用 して受ける場合 <u>3,550円</u>
[略]				
[略]				
12 法第91条の規定により運転することができ	限定解除審査手		1,700円	

る自動車等の種類を限定された者のその限定の全部又は一部の解除の審査	数料	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 2,800円
-----------------------------------	----	---------------------------------------

[略]

14 法第99条の2第4項第1号イの審査	特定第一種運転免許に係る審査	特定第一種免許技能検定員審査手数料	14,750円 (審査を免除される審査細目がある場合にあっては、その審査細目ごとに知事が別に定める額を減じた額)
----------------------	----------------	-------------------	---

	普通自動車免許に係る審査	[略]	
--	--------------	-----	--

	大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員	大型第二種又は普通第二種免許技能検定員審査手数料	22,050円 (審査を免除される審査細目がある場合にあっては、その審査細目ごとに知事が別に定める額を減じた額)
--	--	--------------------------	---

る自動車等の種類を限定された者のその限定の全部又は一部の解除の審査	数料	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 3,350円
-----------------------------------	----	---------------------------------------

[略]

14 法第99条の2第4項第1号イの審査	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る審査	大型又は中型免許技能検定員審査手数料	24,700円 (審査を免除される審査細目がある場合にあっては、その審査細目ごとに知事が別に定める額を減じた額)
----------------------	-----------------------	--------------------	---

	普通自動車免許に係る審査	[略]	
--	--------------	-----	--

	特定第一種運転免許に係る審査	特定第一種免許技能検定員審査手数料	14,100円 (審査を免除される審査細目がある場合にあっては、その審査細目ごとに知事が別に定める額を減じた額)
--	----------------	-------------------	---

	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る	大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許技能検定員審査手数料	22,450円 (審査を免除される審査細目がある場合にあっては、その審査細目ごとに知事が別に定める額を減じた額)
--	---	--------------------------------	---

資格者証の交付を受けている者に対するもの		ては、その審査細目ごとに知事が別に定める額を減じた額)
----------------------	--	-----------------------------

[略]

16 法第99条の3第4項第1号イの審査	特定第一種運転免許に係る審査	特定第一種免許 教習指導員審査 手数料	9,850円 (審査を免除される審査細目がある場合にあっては、その審査細目ごとに知事が別に定める額を減じた額)
----------------------	----------------	---------------------------	--

	普通自動車免許に係る審査	[略]	
--	--------------	-----	--

	大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に	大型第二種又は普通第二種免許 教習指導員審査 手数料	12,550円 (審査を免除される審査細目がある場合にあっては、その審査細
--	---	----------------------------------	--

る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの	数料	ては、その審査細目ごとに知事が別に定める額を減じた額)
----------------------------	----	-----------------------------

[略]

16 法第99条の3第4項第1号イの審査	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る審査	大型又は中型免許 教習指導員審査 手数料	15,650円 (審査を免除される審査細目がある場合にあっては、その審査細目ごとに知事が別に定める額を減じた額)
----------------------	-----------------------	----------------------------	---

	普通自動車免許に係る審査	[略]	
--	--------------	-----	--

	特定第一種運転免許に係る審査	特定第一種免許 教習指導員審査 手数料	9,500円 (審査を免除される審査細目がある場合にあっては、その審査細目ごとに知事が別に定める額を減じた額)
--	----------------	---------------------------	--

	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受	大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許 教習指導員審査 手数料	13,300円 (審査を免除される審査細目がある場合にあっては、その審査細
--	---	--	--

	対するもの		目ごとに知事が別に定める額を減じた額)
[略]			
18 法第	[略]		
108条の2第1項各号に掲げる講習	法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	普通車講習手数料	講習 1時間 2,450円
	法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型二輪車講習手数料	講習 1時間 4,200円
	法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	普通二輪車講習手数料	講習 1時間 4,100円
	法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	応急救護処置講習手数料	講習 1時間 1,200円
	法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	原付免許講習手数料	講習 1時間 1,350円
	法第108条の2第1項第8号の2に掲げる講習	大型第二種又は普通第二種免許講習手数料	講習 1時間 3,400円
	法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	[略]	

	けている者に対するもの		目ごとに知事が別に定める額を減じた額)
[略]			
18 法第	[略]		
108条の2第1項各号に掲げる講習	法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習 1時間 4,700円
	普通自動車免許に係る講習	普通車講習手数料	講習 1時間 2,450円
	法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習 1時間 4,200円
	普通自動二輪車免許に係る講習	普通二輪車講習手数料	講習 1時間 4,100円
	法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	原付免許講習手数料	講習 1時間 1,350円
	法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許講習手数料	講習 1時間 3,150円
	法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	応急救護処置講習手数料	講習 1時間 1,200円
	法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	[略]	

[略]	[略]
[略]	[略]
備考 [略]	備考 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分及び次項の規定は、同月 2 日から施行する。
- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）附則第 14 条に規定する者に対するこの条例による改正後の岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第 7 の規定の適用については、同表 7 の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「の普通自動車」とあるのは「の道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）第 4 条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、同表 18 の項（法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講習に係る部分に限る。）中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。